

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和2年2月17日

事業所名 児童発達支援センターおひさま

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		遊戯室・訓練室等お子さまの人数に対する広さ以上確保しています。活動に合わせて、お庭で砂場遊びをしたり、運動をしたり、プールをしています。	
	2 職員の配置数は適切である	○		職員数においては医師をはじめ基準を満たしております。基準より多めに配置しています。	
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		分かりやすく構造化された環境については、見通しを持てるよう、活動の順序などを絵カードや文字で示したり、朝の流れを固定して「できた！」という成功体験が多く重ねられるよう工夫しております。バリアフリーについては、車いすを利用される方が来られてもいよいよ出入口の配慮をしています。また、室内はバリアフリーになっています。	
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		子どもたちの状況や活動に合わせて空間の確保・遊具の提供を心がけています。必要な場面・場所で、その都度消毒を行い、清潔を保てるようにしており、心地よく過ごせるようゆったりと流れる時間設定や声掛け、関り、温度・湿度管理等、配慮しています。	
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		年・月・日・都度等、行事や活動について職員で振り返りを行い、改善された計画の繰り返しを行うことで質の向上、次なるステップへの目標設定を可視化して行っています。	
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者のご意向を把握し、業務改善につなげています。今回も、サービスの内容については、子どもたちも楽しみにし、保護者からも満足しているというご意見をいただきました。前回、児童発達支援ガイドラインが分からないという意見を賜りましたが、年間を通し取り組みを進める中でご理解をいただけたように存じます。今後とも意向を把握する取り組みを継続していきます。	
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		公開いたしております。前年度の実践の振り返りを行い、定期的に自己評価を心掛け、家族会、職員会議を行うことで発達支援の質の向上を目指しております。	
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		今後受審できる様に取り組みをしていきます。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		定期的に研修を行っています。内部研修・外部研修共に積極的に参加できるよう配慮しています。また、復命研修もしっかり行い職員間での共通認識を図っています。	
	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		一人ひとりの特性に合った発達支援を行っていくために、アセスメントを適切に行い、ケースカンファレンスを行い、児童発達支援管理責任者において個別支援計画を作成しています。	
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		使用しています。	
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		より具体的な個別支援計画になるよう配慮をしています。保護者・職員・関係機関が共通した思い、手法で子育てに取り組めるよう、ご本人が意欲を継続し楽しめるよう配慮しています。また、入園・就学などの移行に関しても楽しみに迎えられるよう早めの取り組みを実施しています。	

適切な支援の提供

13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		今後も継続して参ります。
14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		立案を行う上で職員間で意見交換を行い、共通認識の基、支援を円滑に行っております。そうする中で、子どもの現状の振り返りを共通に再認識する事ができています。芽生えや伸びてきたところ、できるようになったところ等お子さまが興味ややってみたと思うことを引き出して自信につながるよう取り組みを行っています。
15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		子どもたちのいろいろな感性が広がるよう全身運動(粗大)や指先(微細)を使った活動、また考える力(知力)を養えるよう全体的なバランスを配慮してプログラムを工夫しています。見通しが持てるよう、活動の中でもあえて固定している部分もあります。お子様の年齢と発達支援の経験に幅がありますので、段階に合わせたプログラム設定も行います。
16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		子どもの発達段階に合わせて集団を経験する場面と個別にゆとり対応をしていく場面とを計画して取り組みを行っています。サービス等利用計画書の短期・長期目標に沿えるよう見通しを持ちながら個別支援計画を作成しています。
17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		行っています。
18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		必ず振り返りを行い、気づきや意見を共有し、記録し、次の取り組みに活かしています。
19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		行っています。
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		定期的に子どもの発達状況の分析・環境の変化などの情報収集と保護者の意見、関係者の意見を取り入れながらモニタリングを行い、カンファレンスを実施し児童発達支援計画の見直しを行っています。他、必要に応じて随時のモニタリングも行います。
21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		子どもの状況に精通した管理者や児童発達支援管理責任者が参画しています。
22	母子保健や子ども子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		鹿児島県子ども総合療育センター・鹿児島市障害福祉課・母子保健課・児童発達支援センター・児童発達支援事業所等との連携を図り支援を行っています。
23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	-		今年度から医療が必要なお子さまのご利用はありませんが、状況に応じて応援できる体制はあります。
24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	-		
25	移行支援として、保育所や認定子ども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		保護者が安心して、子どもが楽しみに移行できるよう保育園・幼稚園等との間で支援内容や手続きの進捗状況等の情報共有を図っています。
26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		移行支援シートを作成し、それを用いて子どもの発達や学びの連続性が保てる取組みを行っています。また、移行後の小学校への訪問でその後の様子を教えていただいています。

関係機関

や保護者との連携	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	地域の児童発達支援事業所を訪問し、課題に向けての研修や情報交換の機会を提供しています。地域の課題として抽出した情報は南部地区の児童発達支援センターで協議し、行政につなぐ取り組みをしています。また、他の児童発達支援センターの開催する研修に参加させていただいたり、県こども総合療育センターの実施する研修にも参加させていただいています。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○	今年度は、地域の幼稚園で開催された人形劇に参加させていただき交流を図る事ができました。日常生活の中で障がいの有無にかかわらず交流できる機会を今後も継続していきます。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○	自立支援協議会こども部会の下部組織の鹿児島市児童発達支援センター会議に必ず出席し、意見交換を行っております。子育て支援ネットワーク会議にも出席し、各分野の関係者と意見交換を行っており、その情報を南部地区の児童発達支援事業所連絡会にて報告し連携を図っています。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	来所時・面談・送迎時・連絡帳・電話連絡・担当者会議等、様々な機会を通して、日ごろの子どもの様子をお互いに連携するように取り組んでいます。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○	ペアレント・プログラムは3年連続して実施し地域の保護者の方にも参加をいただいております。また、専門性を活かして地域の小学校で子育て講座や発達相談会を実施しております。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	契約時・変更時等丁寧に説明をさせていただいております。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のわらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○	利用の際には、作成した個別支援計画を保護者に説明し、同意を得た上で支援を行っています。また定期的なモニタリングにおいて見直しが必要な場合や保護者より内容の変更依頼を受けた際には、再度アセスメントを行い、新たに作成した個別支援計画の説明を行い、同意を得ています。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	日頃から相談しやすい関係づくりに心掛けておりますので、日常的にご相談はありますが、毎月時間をとって話をうかがうようにしています。保護者からの相談に応じ、その後の対策、経過観察、聞き取りを行っています。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	家族会を年2回開催することにより、保護者同士で子どもの悩みを相談しあったり、情報共有や情報交換をする場に繋がっています。	事業所が主導であるので、保護者会が独自で発進できるように支援を行っていきたくと考えています。
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○	相談や申し入れがあった場合に、臨機応変または代替案を提案することで、気持ちに共感しながら進めていけるよう取り組みを行っています。意見を表出していただいたことに丁寧にかつ迅速に取り組みをさせていただく組織づくりを行っています。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	毎月お便りを発行し、活動の概要や行事予定、エピソードなどをお知らせしています。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○	個人情報の取り扱いについては、契約時に広報紙やホームページ等に掲載する同意書に記入して頂き、同意を得た方の掲載をしています。また併行通園先への情報提供・就学予定先への連携においても事前に保護者に確認しています。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	本人の気持ちを十分にくみ取りながら、必要に応じて絵カードや写真の使用・大きな文字や図に書いて示すなどの配慮を行っています。	

非常時等の対応	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	秋祭りやお餅つき会で、地域の方や企業の方と一緒に行事を行いました。今後も継続していきます。事業所としては不審者の侵入を防ぐため、庭の解放までは難しいと判断しています。
	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○	各種マニュアルを策定し職員・保護者等への周知を図っています。交通安全への取り組みや感染に対する対応について、保護者と協力して進めております。新型の感染症についても、保健センターと連携し情報の把握に努め、蔓延しない取り組みにも力を入れています。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	年間計画に基づき、毎月防火、災害等の訓練を実施しています。消防の立ち合い訓練時は消防士に講評をいただき次回へつなげています。子どもの状況(歩行の状況・音への過敏さ・感覚への過敏さ・鈍麻さ・不安の強さや経験値など)とその日の利用児の人数・天候、それに伴った支援を考え訓練を行っています。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○	利用開始にあたり、保護者から情報を提供してもらい、既往歴や服薬の状況、母子手帳から予防接種の状況などの情報を収集しています。その後の予防接種の状況など都度お知らせをしていただくようにしています。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	アレルギー対応マニュアルを策定し、医師の指示書に基づき必要に応じて対応しています。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	職員で共有し、学び、予防に活かしています。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	研修を実施しています。相手を「くん」「ちゃん」呼びをせず「さん」呼びでしっかりと相手の人格・気持ちを認める取り組みを行っています。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○	身体拘束廃止・虐待防止・権利擁護は法人全体の研修を十分に行い、未然防止の共通認識を図っています。身体拘束に相当する行為は、非代替性で生命に関わる場合以外で行うことは想定していませんが、事例はありません。仮に拘束が必要と思われる場合は、事前に保護者に説明し、了解を得たうえで行うことになると考えています。現在はサービス計画への記載を必要とする利用児がいらないため記載には至っていません。